

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害への税制上の対応（市町村税関係）

避難区域内等の資産について特例を講ずるもの

固定資産税・都市計画税

警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成 23 年度分の課税免除

- ・警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成 23 年度分の課税を免除する。

軽自動車税

警戒区域内自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例

- ・警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないようにする特例を講じる。

警戒区域内の資産の代替資産について特例を講ずるもの

固定資産税・都市計画税

警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

- ・警戒区域内住宅用地の所有者等が当該住宅用地に代わる土地（代替土地）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替土地のうち警戒区域内住宅用地の面積相当分について、取得後 3 年度分、当該土地を住宅用地とみなす（ ）、住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

- ・警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替家屋に係る税額のうち当該警戒区域内家屋の床面積相当分について、4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 を減額する。

警戒区域内償却資産に係る代替償却資産の特例

- ・ 警戒区域内償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が解除されるまでの間に、被災地域において取得した場合等においては、課税標準を4年度分2分の1とする。

軽自動車税

警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

- ・ 警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。